北海道告示第 11498 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和５年４月 10 日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和４年 12 月９日

北海道知事　鈴木　直道

１　届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コストコホールセール石狩倉庫店

石狩市新港南２丁目 733 番地１

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

コストコホールセールジャパン株式会社　代表取締役　ケン・テリオ

千葉県木更津市瓜倉 361 番地（金田西２街区２画地）

(3) 変更した事項

ア　大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）コストコホールセール石狩倉庫店

石狩市新港南２丁目 100－１

（変更後）コストコホールセール石狩倉庫店

石狩市新港南２丁目 733 番地１

イ　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあたっては代表者の氏名

（変更前）コストコホールセールジャパン株式会社　代表取締役　ケン・テリオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町３丁目１番４号

（変更後）コストコホールセールジャパン株式会社　代表取締役　ケン・テリオ

千葉県木更津市瓜倉 361 番地（金田西２街区２画地）

ウ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）コストコホールセールジャパン株式会社　代表取締役　ケン・テリオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町３丁目１番４号

（変更後）コストコホールセールジャパン株式会社　代表取締役　ケン・テリオ

千葉県木更津市瓜倉 361 番地（金田西２街区２画地）

(4) 変更の年月日

上記(3)ア　　令和３年４月 22 日

上記(3)イ及びウ　令和４年８月１日

(5) 変更する理由

上記(3)ア　　店舗名称及び所在地確定のため

上記(3)イ及びウ　住所変更のため

２　届出年月日

令和４年 12 月６日

３　届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和４年 12 月９日（金）から令和５年４月 10 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の１月３日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前８時 45 分から午後５時 15 分まで